



神奈川県

発生届出 **対象外** の方

KANAGAWA

新型コロナウイルス感染症と 医療機関で診断された方へ

このチラシは、次のいずれかの条件に該当しない方を対象としています

1. 65歳以上の方
2. 入院が必要と医師が判断した方
3. 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要である方
又は重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
4. 妊娠している方

保健所からの連絡はありません。

陽性者登録窓口での登録をお願いします。登録後、神奈川県からSMSで療養のご案内が届き、LINEによる健康チェックや受診相談等を行うことが可能です。

※WEBフォームがご利用できない方は、
下記の「感染症専用ダイヤル」へお問い合わせください。

陽性者登録用
二次元コード



神奈川県陽性者登録窓口申請フォーム

新型コロナ陽性とわかる書類をご用意ください。

※PCR検査等検査結果陽性がわかる書類、コロナ治療薬が記載された処方箋等、診療明細書、診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載有り）等



Q1. 陽性者登録をすると何ができますか。

1. LINEによる健康チェックでセルフケアが可能
2. 宿泊療養施設の利用
(ハイリスクの高齢者と同居で自宅隔離が難しい等一定の要件有り)
3. 配食サービスの利用（生活困窮者の方）
4. コロナ119の利用（体調悪化時の相談等）

陽性者登録窓口に関する問合せ等

神奈川県新型コロナウイルス
感染症専用ダイヤル

0570-056-774
(24時間)

登録後、神奈川県から登録されたメールへ「**陽性者管理番号**」が付与され、上記療養のご案内が届きますので、療養終了まで大切に保管ください。

※なお、陽性者登録をしても、療養証明書は発行されません。

Q2. いつまで療養すればいいですか？

症状があって陽性と診断された方は、**発症日（初めに発熱など症状が出た日）の翌日から7日間経過し**、かつ症状軽快後24時間経過した場合で療養終了です。

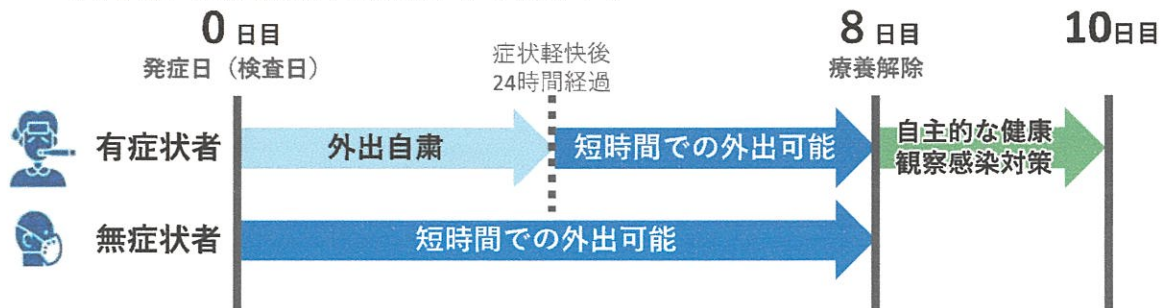
療養中一度も症状が出なかった方は、**検体採取日（検査を受けた日）の翌日から7日間経過した場合**で療養終了です。また、5日目に自身で抗原定性検査キットで陰性の場合は6日目で療養終了することができます。

療養期間中は仕事や学校、不要不急の外出は控えてください。

療養期間	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
 症状があって診断された方	発症日	療養期間（7日間）							外出可能	自主的な健康観察感染対策	
 無症状で診断された方	検体採取日	療養期間（7日間）							外出可能		
	検体採取日	療養期間（5日間）				キット陰性	外出可能	自主的な健康観察感染対策			

Q3. 療養期間中の外出はできますか？

症状が軽快してから24時間経過した方、又は一度も症状が出ていない方は、食料品の買い出し等必要最低限の短時間の外出が可能です。その際はマスク着用等、感染対策を徹底してください。



Q4. 新型コロナに関する一般的な相談先は？

お住まいの地域に応じて次の窓口にご連絡ください。

お住まいの地域	電話番号	受付時間	お住まいの地域	電話番号	受付時間
横浜市	0120-547-059	24時間(毎日)	藤沢市	0466-50-8200	9:00～21:00(毎日)
川崎市	044-200-0730	24時間(毎日)	茅ヶ崎市・寒川町	0467-55-5395	9:00～19:00(平日) 9:00～17:00(土・祝)
相模原市	042-769-9237	24時間(毎日)	上記以外の 神奈川県内地域	0570-056774 (音声案内「1」)	24時間(毎日)
横須賀市	046-822-4308	8:30～20:00(平日) 9:00～17:00(土日祝)			